

議案第 2 8 号 四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について

改正後	改正前
(普通徴収に係る納期) 第 5 条 普通徴収に係る保険料の納期 (以下「納期」という。) は次のとおりとする。 第 1 期 <u>7 月 1 日</u> から同月 31 日まで 第 2 期 8 月 1 日から同月 31 日まで 第 3 期 9 月 1 日から同月 30 日まで 第 4 期 10 月 1 日から同月 31 日まで 第 5 期 11 月 1 日から同月 30 日まで 第 6 期 12 月 1 日から同月 25 日まで 第 7 期 1 月 1 日から同月 31 日まで 第 8 期 2 月 1 日から同月 28 日まで 2 ・ 3 (略)	(普通徴収に係る納期) 第 5 条 普通徴収に係る保険料の納期 (以下「納期」という。) は次のとおりとする。 第 1 期 <u>7 月 15 日</u> から同月 31 日まで 第 2 期 8 月 1 日から同月 31 日まで 第 3 期 9 月 1 日から同月 30 日まで 第 4 期 10 月 1 日から同月 31 日まで 第 5 期 11 月 1 日から同月 30 日まで 第 6 期 12 月 1 日から同月 25 日まで 第 7 期 1 月 1 日から同月 31 日まで 第 8 期 2 月 1 日から同月 28 日まで 2 ・ 3 (略)